

処 分 基 準

平成19年10月25日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第25条第3項
処 分 の 概 要 : 猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第25条第1項(消費)、同第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準 : 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 所持者の住所地を管轄する警察署
備 考 :